

会 議 要 録

会議の名称	酒田市芸術文化振興計画（仮称）検討委員会（第5回）
開催日時	平成30年1月13日（土） 午後4時 ～ 午後6時
場所	希望ホール 小ホール
出席者	<p>○アドバイザー 帝塚山大学名誉教授 中川 幾郎 氏</p> <p>○出席委員 工藤 幸治 委員、関矢 順 委員、田中 章夫 委員 五十嵐 真生 委員、佐藤 百恵 委員、土田 貴文 委員、 白旗 定幸 委員、大数見 貴子 委員</p> <p>○オブザーバー 村上教育長</p> <p>○事務局 菅原教育部長 （社会教育文化課） 阿部課長、阿部補佐、杉山主査、小松主査兼係長、 中里調整主任、浅井主任</p>
<p>1 開会（事務局）</p> <p>2 あいさつ（村上教育長）</p> <p>3 アドバイザーあいさつ 昨日、市職員向けの研修会の中で、なぜ、条例、計画、審議会を持って文化政策をする必要があるのかという話をした。市長や行政機構が変わっても安定して文化政策を行えるようにするため、計画と条例によって市民の文化的人権を保障するためである。あれもこれも何でもというわけにはいかないの、それを議論できる市民層がほしい。政策も分かり、エゴで物を言わず、未来に対しても責任を取ってくれるような市民が、最低でも人口の1%はほしい。その1%の市民層を獲得するためにこの条例は動いてほしいという思いを込めて、ここまできた。パブリックコメントを経たうえで最終調整して、正案にして3月議会に出すことになる。その作業の前段なので、効率の良いご意見、発言をたまわって、パブリックコメントに出す議案とさせていただきたい。</p> <p>4 協議 （1）文化芸術基本条例案について</p>	

アドバイザー

資料1、酒田市文化基本条例骨子案ですが、改正後の文化芸術基本法に対応させた形で作られている。「前文」は、何のためにこれを作ったかという宣言文。いわゆる酒田の精神などが包括的に書かれている。前文を受けて個別に各条文にその精神が展開していく構造。次に「条例の目的」。市の基本理念を定めること、市の責務及び市民の役割を明らかにすること、施策の基本的事項を定めること、総合的かつ計画的に推進するための担保とすることとなっている。注意してもらいたいのは、これは基本的人権としての文化権なので、義務ではないということ。次に「基本理念」。これは大切にする価値観と言える。自然的人権、市民文化の公平性、芸術表現等の多様性を尊重すること、市や市民、文化芸術団体の役割配置、文化財や歴史の活用について明記している。次は、「市の責務」。そして「市民等、文化芸術団体、学校、事業者の役割」と続く。市は、計画策定や施策の実施については義務規定とし、市民から事業者については義務ではなく頑張りましょう、努力しましょうということである。それから、推進計画を定めるときは、市民意見が反映できるような回路を開いておかないといけない。今回もパブリックコメントという制度で、この措置を取っている。次に、「文化芸術に関する基本的な施策」。本条文では9箇条あり、国の文化芸術基本法においても市民文化政策と都市文化政策を混在させて並べているのに準じている。次が「財政上の措置」。これは予算制約が高いので単独の条項。最後に「審議会」。審議会は条例に基づいて策定する推進計画の達成度や効果についての点検、調査、審議を行う。私がいつも申し上げていた、条例と基本計画と審議会の3点セットがないと、地方公共団体の文化政策は揺れて下手をすると潰れてしまうと言ったことが反映されている。先行している条例を参考に、酒田的にここはという部分は全部取り入れたと思うので、全国の自治体の条例の中で一番隙のない条例になっているのではないかと思う。

それでは次に計画について説明させていただく。資料4、酒田市文化芸術推進計画(案)。第1章「推進計画の策定にあたって」は、この計画を作った背景説明のようなもの。計画の期間については、5年では達成するのが短すぎるという意見が、教育長と市長の間で交わされたことを受けて、10年計画としている。対象分野については、文化芸術基本法が対象とするものをベースにしており、その他市民が主体的に行う創造的な活動も含んでいる。範囲については、鑑賞やクリエイトなどの直接的な活動だけでなく、支援と継承あるいはコーディネーターのような活動も入ってくる。第2章「文化芸術の現状と課題」。第1節の文化芸術を取りまく社会的背景としては、国の動向として文化芸術基本法ができ、その後、文化芸術基本方針と劇場、音楽堂の活性化に関する法律ができている。そして2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される。次の第2節酒田市における文化芸術の現状と課題。赤字は前回と変わっているところ。ここでは、良いことや資産がたくさんあることを説明しているが、課題のところ次第に市民の意識がさほどそれを評価していない、あるいは満足していないということが見え

てくる。他の街に比べたら高い割合ではあるが、何かが欠けている。その欠けているのは一体何だろうと研究し、議論した結果、人材という所にもう少し視点を置いた開発をするべきではないだろうかという問題意識をここに投影している。(6)に、次世代への後継者育成が課題として書いてあるが、これは今まで皆さんと一緒にやってきた議論を練り合わせて事務局と協議した結果、中間的に到達した結論である。基本目標と基本施策の2つに体系を分け、当面の重点的視点として、次代を担う子どもたちを対象にした文化芸術活動の充実、そして文化芸術による社会の課題解決ができる人材の必要性をあげている。これにはアーティストだけでなく、接続する人、繋ぎ合わせる人が必要であることから、調査結果に基づき、ここに重点的視点を置くこととしている。第3章「酒田市の文化芸術に関する施策の理念」。これは、条例の一部をピックアップしているもの。第4章「計画の方向性」は、条例を受けて市民文化政策と都市文化政策の大きな柱2つでいくと宣言している。基本的施策を1～20番まで配列し、その関係性について分かりやすく整理した資料が、P22の「計画の方向性」である。市民文化政策の柱にあたるのが20個中16個、都市文化政策にあたるのが10個。1～20番までの施策は、本体条文の各条文に対応しているが、ひとつの条文が複数の施策に対応しているものもある。ほぼ酒田市が現在やっていること、そしてこれからやらなければいけないことが配列・整理されている。さらに、基本的施策を展開するうえでの重点的視点が、「文化芸術による社会の課題解決」、「次代を担う子どもたちを対象にした文化芸術事業の充実」ということになる。1～20番の施策を組み合わせ、あるいは横断的に同時にやってみるとか、部局が協力してやってみるとか、そういうことを支援するのがこの重点的視pointsの狙っているところである。次に、基本的施策の方向性のところで、それを文章として説明している。次に第4節の評価指標。これで決定、確定版と思わない方が私はいいと思う。一度試しにやってみて、評価指標として使えるとなれば10年間ずっと使えばいいし、途中で無理だとなれば代理指標を考えればいいと思う。現状値と目標値を掲げているが、平成34年度は10年計画の真ん中、中間目標と思ってもらいたい。10年後はどうなるか誰にも分からないが、5年先はこうなるよと。目標値を達成できるかどうかということ審議会ですら毎年確認し続けていく、評価をしていくことになるかと思う。次に、第5章「計画の推進・評価」。これが実に大事なところ。事務局は教育委員会だが、条例を実現する責任は市長も共同責任を果たす。文化芸術推進審議会がスタートし、条例も施行される。文化芸術推進審議会は、条例がきちんと実現に向けて動いているか、条例に基づいて計画どおりにきちんと仕事がされているのか、評価指標どおりに成果があがっているのかということ、定期定例的に見ていく。だから極めて権限の強い機関と言っているのではないだろうか。よって、この審議会は責任が重い。こういう審議会のことを地方自治法上の執行機関の付随機関と言う。自治法上のきちんとしたいいわゆる第三者機関である。この審議会は単なるお目付け機関ではなく、提言をすることもできる。単なる評価をするだけの形式的な機関ではなく、かなり政策的な見解と理解力がないと、この審議会は務まら

ないと思う。この審議会のバックアップをもとに行政内部の仕事も進めていただく。これを進めていくための教育長、部長を中心としたトップマネジメントの集団である推進プロジェクト会議を作る。そして、その指揮監督のもとに、政策担当課と文化行政担当課が連絡調整、協調しながら仕事をしていく。それと対応する形で、実行部隊である文化のまちづくり推進市民会議を作り、定期的に意見を聞かせてもらって、行政内部の会議などに報告をしていくことになる。その報告は、教育委員会や市長を通じて文化芸術推進審議会の方に回ってくることになる。よって、役所の外の市民サイドでは文化のまちづくり推進市民会議が動き、役所の中では行政関係課会議が動くという関係で進めていくことになろうかと思う。それから、行政内における横断的な意見だけでなく、地域性を活かした文化芸術に関する施策の推進という点では、市民との協働、共創、事業者との連携ということを一一般原則にすること、そして文化芸術を担う公益財団との連携も頑張っていく。先ほど言ったように、審議会は施策、政策が動いているかの評価をする。その評価をしたうえで、意見書、これは答申ということになるが、行政に返すことになる。少し付け加えると、文化芸術推進審議会と推進プロジェクト会議は、文化芸術基本法第 28 条の前段及び後段に準ずる組織であるため、法律準拠組織となる。だけど法律どおりにやる責任はない。自治事務だから国の法律には縛られない。以上が私からの説明である。パブリックコメントでは色々と意見が出ると思うし、委員の皆さんも気がついたことがあればぜひ意見を。

委員

大変内容の濃いものにまとまっていると思う。以前いただいたものから文章が精査され、的確にまとまっていると思う。社会の課題解決、人材の必要性は非常に大きなウェイトを占めているというのが分かる。いくら良い作品、良い施設があっても、良い人材がいなければ育っていかないので、本当にこれは大事にしていきたいと思う。また、次代を担う子どもたちを対象とした文化芸術事業の充実、ここも非常に大切なところではないかと思う。

委員

条例に関しては、私が見た限り何も言うところがなく、大変素晴らしいなと感謝している。先日、ある方にこの計画の話をしたら、その落としどころはどこなのかと聞かれた。芸術がなぜ子育ての問題解決をするのか、健康がなぜ文化芸術に影響を与え、解決できるのかという部分は、どこかで情報発信をしていく必要があるのではないかと。一言で言わないと具体性に欠けるのかなと。条例があって、それが計画どおりに実行された後の話ではあるが、その辺を考えていかないとと思った。

委員

この計画を読むことによって、学生たちが酒田の郷土や文化を学ぶことにも繋がると思ったし、学生たちにも読んでもらって、ぜひパブリックコメントに参加してもらいたい。とても素晴らしいものだと思う。

委員

たくさん色んな要素が盛り込まれて、広く市民の皆さんに、酒田はこういうふうと考えていて、こういう理念を持っていて、こういうふうに進んでいきたいと思っていることを形で見せることができたので、これからまた色んな文化的事業が充実していくことを願っている。

委員

前回の資料をかなり読み込んでみたが、P19にある「酒田らしさの創造」があまり見えてこない。はじめにの中で、酒田というものは異なる文化を受け入れて、既存の文化と融合をして新しい文化を創造してますよというようなことが書いてある。これは多分、酒田が北前船の寄港地であったというところから、他の文化と既存の文化と融合が図れたのではないかと思う。それが酒田らしさのひとつ。だから20の基本施策があるのだが、先ほどアドバイザーがおっしゃったように、組み合わせるとか重ね合わせることによって新しい文化や芸術が生まれていくんだよと。私がいつも多重性、重層性と言っているが、それがまさに新しい文化芸術と文化施設の組み合わせである。それが酒田らしさだということをごどこかに書いた方がいいのでは。

委員

短い期間でここまで原案を作りあげるのは大変なことだったと思う。基本的施策は実際やっている活動としては繋がっていくというのはあるが、繋がりを見せるのは難しいかなと。これから取組み方として出てくるかと感じているが。また、パブリックコメントで、一般的に読む方が、努めるという表記は義務づけの意味ではないということ、きちんと捉えられるのかということのは気になる。その点を資料5で補足した方がいいのではないかという感じがする。

委員

20個の施策は、皆さんと考えながら作ってきたわけだが、内容的には大変素晴らしいと思う。私たちのやっていることもこの中の何%かに含まれていて、やってきたことに間違いはなかった。私たちもこれからどういうふうに伸ばして、力を注げるか考え、評価しながら何か役に立つことがあれば頑張っていきたい。応援をいただいたような気持ちで感謝している。

委員

これなら酒田市の文化芸術の面は良くなるという確信を得ているところである。ひとつどうしても気になるのが、酒田市総合政策審議会の時にも問題になり、先ほどアドバイザーからもあったが、旧町との地域格差。芸文協でも芸術文化の境界をなくそうと頑張ってきた。コミュニティとの関わりをどうするかという大きな課題を、文化のまちづくり推進市民会議の中あたりにも入れていただければ有難いと思う。行政が中心にやっているものはもちろん、民間の人たちのサポート体制も今後課題として推進していかなければならないのではないかと感じた。

アドバイザー

貴重なご意見いただき、新たにそうかと思うこともあった。ただ、皆さんがおっしゃったことの中で、この中に入れているよというところをアピールさせていただきたい。まず落としどころについてだが、この落としどころはない。これは文化政策全般に渡る見取り図を作ってその決意を表明する、要は大きな基礎工事をやっているところ。基礎工事をやっているときに、落としどころはと言うのは、それを聞いた方はひょっとしたら何かの特別な個別のプロジェクトに受け止められたのかなど。性格が違うのだと説明してもらえないか。それから、重層的な取組みと新旧の同時追求について前にも議論したが、コントラストが大事という話をした。必ず新と旧を組み合わせるのが常套だという話があったので、施策の基本的なスタイルとして考えてほしいなと思うが、それを計画の中に書き込むと少し細か過ぎるかもしれない。組み合わせという点では、基本的施策の12番「多様な分野との連携及びネットワークづくり」のところで、それを反映したつもりである。また、評価指標の中の「多様な分野との連携事業数」を、5年後までに10事業に増やそうという部分にもその野望が出ている。アンケートの現状値から分かるのは、客観的な関係には受動的には満足しているが、能動的に参加するための事業がないということ。従来のいわゆるアートの分野に閉じこもっている限りはできないので、ジャンルを飛び越えて何かをくっつけていくとか、イベント的に何かをやるとか、そういった異業種配合のチャレンジをしようということであった。また、委員が貴重なことをおっしゃってくれたが、地域のコミュニティとの連携について。基本的施策の7番「地域コミュニティとの施策連携による文化的環境づくり」とある。旧町の文化的伝統をなくさないよう支援することは、劇場・音楽堂を担当している所管課の新たな責務として意識してもらいたい。それと、文化芸術による社会の課題解決について。確かに課題解決は言い過ぎかもしれない。おそらく解決支援だろうが、解決とまで言った方が良い。解決に向けてということで。障がい者にとってアートは、社会参加、生業としての信用を得る重要な手段である。そういう面で、その人の社会に関わっていく、応援する、力を授けるということになる。それから、ブックスタートという事業があるが、最近ではアートスタート事業も言われている。例えば、アートによって母親たちが繋がるとかそういうこともある。病院でコンサートすると、治癒率が高まるという結果が出ている。こういうことがいわゆるアートの社会の課題解決のイメージ。すぐに病気が治るとかそういうものではなく、環境をより良くして行って、そして根底から助けていくということである。今日いただいたご意見を持ち帰って、原案を少しだけ触ってみましょう。微調整及びパブリックコメントをいただいた後の修正については、事務局と私にお任せいただけないだろうか。追加でご発言ありましたら、どうぞ。

委員

ピアノ教室やミュージックホールとか、そういった民間団体の人たちへの支援、サポートはどうしていけばいいのかという問題がある。財政的な支援まではとても難しいが、

その辺も考えていければと思う。

アドバイザー

それはすごく難しい問題で、一筋縄には解決できない。アーティストの社会的な公的
事業であるとみなされる活動とは何なのかということ、みんなで議論する必要がある。
全国共通の回答があるわけではない。アーティストの方々が、どういう活動をしたとき
に公共的に守り、支援すべきなのかと、一度新しい審議会でも議論してもらって基準作っ
てはどうかと思う。

委員

大分難しいこと。でも、文化芸術を応援するというか育てていかなければならない。

アドバイザー

その辺の救済といったら失礼だが、道筋をつける事業が、アーティストの学校への派
遣事業。インリーチ事業とかアウトリーチ事業など。アーティストそのものを社会化す
る効果があるし、アーティストもその存在認知を拡げることになるので、そういった応
援はやりやすい。ところが、文化功労賞や文化勲章を差し上げるというのは、地方自治
体でやるには非常に難しい。優秀性を判定する人たちに対しても批判が来るからである。
よって、アーティストの社会化、アーティストの活動の場を公共的な場に導入して増や
していくというのが、我々ができる一番良い正当なやり方かなと思う。

委員

条例の前文について、「次世代を担う子どもや、市民の豊かな心と創造性を育む」とい
った形で、文中に市民を入れると、酒田市に暮らす人や酒田に帰って来る人たち全体を
表すのかなという気がするがいかがか。

アドバイザー

それは検討していきましょう。これからの文化政策は、まずコントラストを大事にす
るということ。新と旧を対峙させれば何か動いていく。それから単独部局だけである
という行政の縦割りのやり方をできるだけ複合化する。これはコンプレックス。それか
らもうひとつは、市民と市民のアーティストあるいは市民の文化団体、市民の供給者に
できるだけ仕事を渡していく。これはコプロダクトという。そして、行政の横断的な
調整する組織を作ってくれたので、これを絶対的に活かしてもらいたい。これをクロス
オーバー組織という。そして、文化ホール以外にも文化事業できる場所がたくさんある
ので、そこももっと使って。これをコンバージョンという。転用して使う。場合によ
っては、基本計画のコラム、欄外に書いてみたらいかがか。では次に今後のスケジュ
ールについてご説明いただけますか。

事務局

今後のスケジュールについて説明させていただく。1月11日からパブリックコメント
が始まっており、資料1の酒田市文化芸術基本条例の骨子案と資料3の計画の概要版と
計画の体系図と3つアップされている。2月1日までとなりますので、お気づきの点があ

ればぜひお寄せいただきたい。計画のみ2月15日に教育委員会で議決予定。3月に入ると、3月議会で条例の議決となる。計画に関しては、3月議会で報告となり、年度中の策定を目指していく。冊子にして3月下旬もしくは4月に配布させていただく。スケジュールについて何か質問等がなければ、最後に教育長とアドバイザーから、ぜひお言葉をいただきたい。

5 その他

(1) 今後のスケジュールについて

事務局

今後のスケジュールについて説明させていただく。1月11日からパブリックコメントが始まっており、資料1の酒田市文化芸術基本条例の骨子案と資料3の計画の概要版と計画の体系図と3つアップされている。2月1日までとなりますので、お気づきの点があればぜひお寄せいただきたい。2月15日に教育委員会で議決。これは計画のみを予定している。3月に入ると、3月議会で条例の議決となる。計画に関しては、3月議会で報告となり、年度中の策定を目指していく。冊子にして3月下旬もしくは4月に配布させていただく。スケジュールについて何か質問等がなければ、最後に教育長とアドバイザーから、お言葉をいただきたい。

教育長

おかげさまで、様々な夢が膨らんでくるような議論とご指導に同席させていただいたことに私は何よりも嬉しいなというふうに思っている。何とかこれを色々な方に伝え、伝えるだけじゃなく、受け身というよりは参加型で、この推進計画と条例に噛んでくるような方法をこれから考えていかなければならないと思う。1年間大変荷が重く、価値のある仕事をお引き受けいただき、心から感謝を申しあげたい。ありがとうございました。

アドバイザー

本当に5回にわたって、真剣なご議論をいただきありがとうございました。皆様方が、非常にこの街を大事にして愛しておられるという一致点で、いい議論にまとまっていったのではないかなと思う。こちらこそ敬意を表したい。酒田市は懐の深い良い街である。皆様方とともに、もっとこの街を子どもたち、あるいはお孫さんたちに引き継いでいくための行いをこれから頑張ろうではないかということのことを申し上げて挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(2) その他

6 閉会